

全建労発第 63 号
平成 27 年 10 月 1 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、
指針等の制定について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり労働安全衛生法の一部を改正する法律により、危険性又は有害性が明らかになっている化学物質等のリスクアセスメントが義務化され、また、労働安全衛生法法令及び厚生労働省の組織令の一部を改正する政令により、化学物質等の譲渡又は提供時の名称等の表示義務の対象物質が拡大されることになり、今般、平成 28 年 6 月 1 日から施行される化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の見直しに伴い、対象となる化学物質等の譲渡又は提供する際における容器又は包装へのラベル表示及び安全データシート（SDS）の交付並びに化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの対策について周知依頼がありました。

つきましては、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の実施に係る制度改正の趣旨にご理解いただき、化学物質等のリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減措置が適切に講じられるよう、貴協会会員に対して周知方よろしくお願い申し上げます。

以上